

平成31年4月1日

建設工事業者 各位

総務部契約検査課

藤岡市発注建設工事の前払金の使途拡大に係る取扱いについて

藤岡市が発注する公共工事における前払金の使途については、群馬県建設工事請負約款第36条により一定の経費に制限されているところですが、国が経済効果等の観点から特例措置として前払金の使途を拡大していることに伴い、下記のとおり取り扱うことといたします。

記

1. 措置の内容

群馬県建設工事請負約款第36条により充当できるとした経費に加え、現場管理費（労働者災害補償保険料を含む。）及び一般管理費のうち当該工事の施工に要する費用（保証料を含む。）に充当できるものとします。

ただし、前払金額の100分の25を上限とします。

2. 適用対象となる契約

平成28年4月1日以降に契約した建設工事において、平成28年8月15日以降に請求があった前払金のうち、平成32年3月31日までに払い出しが行われるものが対象となります。

なお、この対象となる契約は建設工事請負契約のみであり、委託業務等その他の契約は対象外ですのでご注意ください。

※前払金の額が請負代金の10分の4以内であることに変更はありません。

前払金の使途や払出手続き等については、保証事業会社にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

藤岡市総務部契約検査課契約係

TEL 0274-40-2223（直通）